

西側地番界を北に進み144番85の南端に至り、この点から144番85、144番34、144番26、144番17、144番18、144番19、144番104、144番103、144番20、144番21、144番22、144番23の西側地番界を北に順次進み144番23の北西端に至り、この点から144番23の北側地番界を東に進み144番23の北東端に至り、この点から144番47の北西端とを結ぶ線を直進し144番47の北西端に至り、この点から144番47の北側地番界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成30年10月1日～平成40年9月30日(H30.9.28 第650号)

《248》① **ホロカヤントウ鳥獣保護区** 65ha〔特保65ha〕〔集団渡来地〕

② 広尾郡大樹町字晩成に所在するホロカヤントウ沼の水面の区域

〔特保〕大樹町字晩成に所在するホロカヤントウ沼の水面の区域

③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第634号〔特保 第635号〕)

《249》① **九州大学演習林鳥獣保護区** 3,710ha〔森林鳥獣生息地〕

② 足寄郡足寄町に所在する九州大学農学部附属演習林北海道演習林1林班から30林班までの区域一円

③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第634号)

《250》① **広内鳥獣保護区** 59ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 上川郡新得町に所在する北海道立畜産試験場用地（民有林21林班3から9小班まで）の区域

③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《251》① **新嵐山鳥獣保護区** 240ha〔森林鳥獣生息地〕

② 河西郡芽室町中美工2線42番3、4、7、14、21、23、26、43番1、44番1から3まで、7、8、10、18、45番1、5、7、8、13、46番8、9、16、同3線40番9から15まで、41番1から8番まで、42番1、43番2から7まで、同4線37番21から23まで、25、26、31、33、38、39、44から53まで、57、60、62、同5線34番1、21、23、24、27、28、32から47及び同6線32番1、44番1から5、11の区域

③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《252》① **甯真飛田鳥獣保護区** 807ha〔森林鳥獣生息地〕

② 十勝郡浦幌町字留真に所在する民有林33林班（2から4、28の各小班を除く。）、34林班（5、6の各小班を除く。）、74林班6、8、24、27、38の各小班、75林班（2から25の各小班を除く。）、76林班（1から12、107の各小班を除く。）、78林班、79林班（52から58、62の各小班を除く。）、80林班（1、2、30、62、63の各小班を除く。）の区域

③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《253》① **国見山鳥獣保護区** 66ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 河東郡音更町及び河西郡芽室町に所在する国有林十勝西部森林管理署389林班、390林班の区域

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《254》① **狩勝鳥獣保護区** 41ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 上川郡新得町に所在する一般民有林十勝森林計画区新得町53林班13小班の北端を起点とし、この点から同小班、同林班53小班的林班界を順次南東に進み同小班東端に至り、同所から同林班界を南西に進み同小班南端と町道狩勝線との交点に至り、この点から町道狩勝線を南東に進み同林班50小班との交点に至り、この点から同小班北端を見通した線を北東に進み同小班北端に至り、同小班界を南東に進み同小班東端に至り、同所から同林班51小班的北端を見通した線を南西に進み同小班北端に至り、同小班界を南東に進み同小班的東端に至り、同所から同林班58小班東端を見通した線を南西に進み同小班東端に至り、同小班、同林班59小班、66小班界を順次南西に進み同林班62小班との交点に至り、この点から同小班界を東に進み同小班東端に至り、同所から同小班、同林班64小班界を順次南西に進み同小班南端に至り、同所から同林班界を北西に進み同小班西端に至り、同所から同50林班24小班南東端を見通した線を南西に進み同小班的南東端に至り、同小班界を南西に進み同小班と同林班51小班との交点に至り、この点から同小班界を南東に進み同小班東端に至り、同所から同小班界を南西に進み同小班南端に至り、同所から同林班19小班北端を見通した線を北に進み同小班的北端に至り、同所から同小班、同林173小班、46小班界を順次東に進み同小班東端に至り、同所から同53林班58小班的西端を見通した線を南東に進み同小班西端に至り、同所から起点を見通した線を北に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《255》① **宮の森鳥獣保護区** 90ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 足寄郡陸別町に所在する国有林十勝東部森林管理署1038林班へ、と、ち、り小班、1070林班い、ろ、は、は01、に、ハ小班の区域

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《256》① **東山鳥獣保護区** 89ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 十勝郡浦幌町に所在する一般民有林十勝森林計画区浦幌町208林班（38小班を除く。）、209林班1から6まで、15から17まで、60、65、66小班の区域

③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《257》① **糠平鳥獣保護区** 433ha〔特保34ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 河東郡上士幌町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署47林班、54林班、55林班の区域〔特保〕道指定糠平鳥獣保護区のうち、国有林十勝西部森林管理

署東大雪支署47林班い、はの各小班の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《258》① **然別鳥獣保護区** 1,803ha〔森林鳥獣生息地〕

② 河東郡上士幌町及び鹿追町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署216林班、2163林班、2164林班、2166林班い小班、2167林班、2168林班及び然別湖の区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

《259》① **トムラウシ鳥獣保護区** 607ha〔特保98ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 上川郡新得町屈足トムラウシ284番地及び同町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1182林班、1188林班、1189林班、1221林班は、この各小班の区域〔特保〕道指定トムラウシ鳥獣保護区のうち、上川郡新得町屈足トムラウシ284番地及び同町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署1189林班は小班的区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《260》① **厩舟川鳥獣保護区** 503ha〔特保52ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 広尾郡大樹町に所在する国有林十勝西部森林管理署2015林班及び2031林班区域（国有林十勝西部森林管理署2015林班のうち、い及びい01小班を除く区域。）〔特保〕広尾郡大樹町に所在する国有林十勝西部森林管理署2031林班に小班的区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

《261》① **義経山鳥獣保護区** 421ha〔特保47ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 中川郡本別町に所在する国有林十勝東部森林管理署205林班いからい02の各小班、206林班いからは、ロの各小班、207林班の区域〔特保〕道指定義経山鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署205林班いからい02の各小班的区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《262》① **雌阿寒鳥獣保護区** 508ha〔特保115ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 足寄郡足寄町に所在する国有林十勝東部森林管理署55林班夕小班及び56林班の区域〔特保〕道指定雌阿寒鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署56林班の及びの各小班的区域

③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

《263》① **鹿山鳥獣保護区** 521ha〔特保66ha〕〔森林鳥獣生息地〕

② 足寄郡陸別町に所在する国有林十勝東部森林管理署1065林班、1068林班の区域〔特保〕道指定鹿山鳥獣保護区のうち、国有林十勝東部森林管理署1068林班いからは、イ、ハの各小班的区域

③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《264》① **瓜幕鳥獣保護区** 487ha〔森林鳥獣生息地〕

② 河東郡鹿追町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署2145林班及び2147林班及びこれらの林班に囲まれた道有地の区域

③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号)

《265》① **前和山鳥獣保護区** 286ha〔森林鳥獣生息地〕

② 広尾郡大樹町字萌和453番地1の区域

③ 平成28年10月1日～平成38年9月30日(H28.9.27 第574号)

《266》① **オサルシ鳥獣保護区** 340ha〔身近な鳥獣生息地〕

② 河東郡音更町字長流枝5番1の北東端を起点とし、同所から同5番1の東側地番界を南に直進し、中川郡池田町との境界線との交点に至り、同所から音更町字長流枝5番1の南側地番界を西に進み、同5番1と同4番4の地番界との交点に至り、同所から同4番4の南側地番界、同4番3の南側地番界、同4番2の南側地番界、同4番1の南側及び西側地番界を順次進み同4番1の北西端に至り、同所から直進し同4番5の南西端に至り、同所から同4番5の西側及び北側地番界、同4番6の北側地番界、同4番7の北側地番界を順次進み同4番7と同4番8の地番界の北東端に至り、同所から直進し同4番9と同4番10の地番界との交点に至り、同所から同地番界を北東に進み同地番界の北端に至り、同所から直進し同4番11と同4番17の地番界との交点に至り、同所から同地番界を進み同地番界の北端に至り、同所から直進し、同4番11と同4番12の地番界を垂直に横断して同5番1と同4番12の地番界との交点に至り、同所から同5番1の西側地番界を北に進み、同5番1と同4番12の北側地番界に至り、同所から国有未開地を直進し、同5番1に至り、同所から同地番界を北に進み、同5番1と同5番2の地番界の北端に至り、同所から同5番1と同5番19の地番界、同5番11と同5番26の地番界、同5番1と同5番20の地番界、同5番1と同5番45の地番界を順次進み同5番45の東端に至り、同所から同5番45と同5番5の地番界を北に進み、同5番20と同5番45の交点に至り、同所を東に進み同5番1と同5番21の地番界との交点に至り、同所から同5番1の北側地番界を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

③ 平成29年10月1日～平成39年9月30日(H29.9.29 第570号)

【釧路総合振興局管内】

《267》① **茶路鳥獣保護区** 403ha〔森林鳥獣生息地〕

② 一般民有林釧路森林計画区の区域内の白糠郡白糠町に所在する36林班から38林班までの区域

③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

【道指定鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域】

- 《268》① **京都大学北海道研究林白糠区鳥獣保護区** 827ha〔森林鳥獣生息地〕
② 白糠郡白糠町に所在する国立大学法人京都大学フィールド科学教育研究センター北海道研究林白糠区1林班から8林班までの区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号)

- 《269》① **上茶路鳥獣保護区** 491ha〔特保75ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 白糠郡白糠町に所在する国有林根釧西部森林管理署1057林班から1059林班まで及び1064林班の区域〔特保〕道指定上茶路鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署1058林班の区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

- 《270》① **シュンクシカラ鳥獣保護区** 552ha〔特保12ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 釧路市に所在する国有林根釧西部森林管理署2025林班の区域〔特保〕道指定シュンクシカラ鳥獣保護区のうち、シュンクシカラ湖水面の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号〔特保 第803号〕)

- 《271》① **阿寒湖鳥獣保護区** 8,808ha〔森林鳥獣生息地〕
② 釧路市に所在する国有林根釧西部森林管理署2149林班、2150林班及び民有林74林班から152林班まで並びにジュンサイ沼、ひょうたん沼及び阿寒湖の水面の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号)

- 《272》① **ペンケトー鳥獣保護区** 516ha〔森林鳥獣生息地〕
② 釧路市阿寒町に所在する国有林根釧西部森林管理署2123林班の区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

- 《273》① **阿寒鳥獣保護区** 5,340ha〔希少鳥獣生息地〕
② 釧路市に所在する国道240号と道道雄別釧路線との交点を起点とし、この点から同道道を北に進み市道大正道路との交点に至り、この点から同市道を北東に進み市道徹別道路との交点に至り、この点から市道徹別道路を北に進み国道274号との交点に至り、この点から同国道を南東に進み国道240号との交点に至り、この点から国道274号を東に進み市道オリモマップ道路との交点に至り、この点から市道オリモマップ道路を南に進み道道阿寒標茶線との交点に至り、この点から同道道を西に進み阿寒川との交点に至り、この点から同川左岸を南に進み道道釧路阿寒自転車道線との交点に至り、この点から同道道を南に進み釧路市阿寒町と同市桜田との境界に至り、この点から同境界を南に進み国道240号との交点に至り、この点から同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

- 《274》① **久暮呂鳥獣保護区** 457ha〔森林鳥獣生息地〕
② 川上郡標茶町に所在する国有林根釧西部森林管理署4475林班及び4479林班の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号)

- 《275》① **京都大学研究林標茶区鳥獣保護区** 1,434ha〔森林鳥獣生息地〕
② 川上郡標茶町に所在する京都大学フィールド科学教育研究センター森林ステーション北海道研究林1林班、2林班(旧河川敷を除く)、3林班から11林班の区域
③ 平成21年10月1日～平成41年9月30日(H21.9.29 第661号)

- 《276》① **鱒別鳥獣保護区** 20ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 一般民有林釧路根室森林計画区の区域内の川上郡弟子屈町字鱒別に所在する15林班5から23までの各小班及び31小班的区域
③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

- 《277》① **屈斜路鳥獣保護区** 396ha〔特保69ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 川上郡弟子屈町に所在する国有林根釧西部森林管理署4181林班いからに及びハの各小班、4182林班い、い1、ろ、ろ1、ニ及びホの各小班並びに4183林班いからに、に1、ほ、へ、ホ及びりからワの各小班的区域〔特保〕道指定屈斜路鳥獣保護区のうち国有林根釧西部森林管理署4182林班い及びい1小班的区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号〔特保 第817号〕)

- 《278》① **屈斜路湖鳥獣保護区** 8,524ha〔特保7,959ha〕〔集団渡来地〕
② 川上郡弟子屈町に所在する屈斜路湖水面並びに国有林根釧西部森林管理署4305から4307林班までの区域〔特保〕屈斜路湖鳥獣保護区のうち、公有水面の区域
③ 平成26年10月1日～平成46年9月30日(H26.9.30 第659号〔特保 第660号〕)

- 《279》① **尾幌十条鳥獣保護区** 387ha〔森林鳥獣生息地〕
② 厚岸郡厚岸町に所在する日本製紙株式会社有林38林班、39林班1から4、8、11、14、15、20の各小班、40林班1から6まで、10から12までの各小班、41林班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

- 《280》① **厚岸鳥獣保護区** 120ha〔特保58ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 厚岸郡厚岸町に所在する道有林釧路管理区1林班01から03まで、06、11、12、15から17まで、48、49、51、52、54から67まで、93及び95から99までの各小班、同町愛冠6番地並びに国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所の区域〔特保〕道指定厚岸鳥獣保護区のうち、道有林釧路管理区1林班02、03、06、11、12、48及び96から98までの各小班並びに国立大学法人北海道大学北方生物圏フィールド科学センター水圏ステーション厚岸臨海実験所付属用地の区域
③ 平成24年10月1日～平成36年9月30日(H24.9.28 第586号〔特保 H16.9.28 第817号〕)

- 《281》① **子野日鳥獣保護区** 16ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 厚岸郡厚岸町に所在する子野日公園(奔渡6丁目8番地から10番地及び305番地)の区域
③ 平成23年10月1日～平成43年9月30日(H23.9.30 第603号)

- 《282》① **尾幌鳥獣保護区** 483ha〔特保31ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 釧路郡釧路町に所在する国有林根釧西部森林管理署7林班のうち、ロからホまでの各小班を除く区域〔特保〕道指定尾幌鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署7林班ほからりまで、わ及びわ1の各小班的区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

- 《283》① **貫人鳥獣保護区** 331ha〔森林鳥獣生息地〕
② 一般民有林釧路森林計画区の区域内の厚岸郡浜中町に所在する36林班1、4から10までの各小班、37林班1から4までの各小班、38林班1から3までの各小班、39林班1から15まで、17から21まで、23、25から36まで、38の各小班的区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

- 《284》① **駒牧高谷鳥獣保護区** 111ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 釧路市青山4番地の3の区域
③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

- 《285》① **春採湖鳥獣保護区** 74ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 釧路市春採、柏木町、千歳町及び春湖台に所在する都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条に規定する都市公園施設である春採公園の区域並びに同市春採1丁目209番5号から7号まで及び春採3丁目221番の区域
③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号)

- 《286》① **キナシベツ原鳥獣保護区** 66ha〔希少鳥獣生息地〕
② 釧路市音別町直別3番、25番、26番、27番1、28番、同市音別町直別原野基線1番、2番1、3番、4番1、2、7番1、3、4、同市音別町直別原野東1線2番、4番、8番1及びこれらに隣接する道路敷地
③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第602号)

【根室振興局管内】

- 《287》① **ヶヶ丘鳥獣保護区** 57ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 標津郡中標津町丸山2丁目8番1の南端を起点とし、この点から同番地の境界線に沿って北西に進み丸山4丁目1番2との交点に至り、この点から丸山4丁目3番9の西端と同町北中4番7との交点に見通し線で西に進み同交点に至り、この点から北中4番5の南端に見通し線で北西に進み同交点に至り、この点から北中4番5と同4番2の境界線及びこの延長線を見通し線で北東に進み同3番3の西端との交点に至り、この点から北中3番3と同3番12及び同3番20との境界線及びこの延長線を南東に進み丸山3丁目1番10との交点に至り、この点から丸山3丁目1番10と同4丁目1番5の境界線を南西に進みミドリ川河川敷地との交点に至り、この点から河川敷地界を南に進み丸山2丁目8番7の南端に至り、この点から見通し線で南西に進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日(H30.9.28 第650号)

- 《288》① **望郷台鳥獣保護区** 41ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 目梨郡羅臼町礼文町に所在する民有林17林班の2小班、3小班、5小班、7小班、11小班から13小班、16小班、19小班、20小班、22小班、25小班、26小班、28小班、30小班、31小班、33小班、35小班、42小班、46小班から49小班及び町立林間広場キャンプ場の区域
③ 平成30年10月1日～平成50年9月30日(H30.9.28 第650号)

- 《289》① **茨散沼鳥獣保護区** 229ha〔森林鳥獣生息地〕
② 野付郡別海町本別海4番1、2、47から52まで、84から89まで、103から105まで、5番1、3、84から99まで、101から105まで、同町床丹6番3、52から54まで、56及び同町本別海4番1の西端と5番1の北端を結んだ線から4番49の南端と5番105の東端を結んだ線までの区間の西丸別川並びに茨散沼の区域
③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

- 《290》① **根室丹根沼水源地区鳥獣保護区** 467ha〔特保152ha〕〔集団渡来地〕
② 根室市牧の内146番6、10、11、17、150番1、2、154番1、3から6まで、8、155番1、156番1、157番1及び158番1の区域〔特保〕道指定根室丹根沼水源地区鳥獣保護区のうち、根室市牧の内146番10、154番3から5まで、155番1、156番1、157番1及び158番1、並びに同146番11のうち釧路根室地域森林計画根室市18林班23小班的区域及び同146番17のうち同18林班23小班的区域
③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号〔特保 第604号〕)

- 《291》① **長節鳥獣保護区** 267ha〔森林鳥獣生息地〕
② 根室市宇長節に所在する国有林根釧東部森林管理署1002林班及び同林班に介在する長節湖の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

- 《292》① **温根沼鳥獣保護区** 517ha〔特保41ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 根室市に所在する国有林根釧東部森林管理署1010林班いからか、お、イ及びハの各小班、1011林班いからへ、へ1、と、ち、ち1、りからる、る1、お及びイからへの各小班、並びに1012林班いからと、と1、ちからた、お及びイからハの各小班